

入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成25年度の予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていることを条件とするものである。

平成25年2月14日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 福島 眞司

1 業務の概要

(1) 業務名 平成25年度単価契約岐阜国道事務所建設資材価格等調査業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、岐阜国道事務所管内における建設資材等市場価格の実態を適正かつ迅速に把握し、岐阜国道事務所が発注する請負工事等の積算に用いる設計単価及び工事費等決定の基礎資料を得るものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年3月28日

(4) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定総価が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 3) 予定総価が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 4) 2)及び3)(予定総価が500万以上)に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 5) 本業務は、申請書等(技術提案書は除く)を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。
- 6) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。
- 7) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札

方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所 経理課

〒500－8262 岐阜市茜部本郷1－36－1

TEL 058-271-9812 FAX058-271-0214

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年2月14日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成25年度単価契約岐阜国道事務所建設資材

価格等調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

※ 1) ②に掲げる平成25・26年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書の提出期限までに平成25・26年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行い、開札の日までに認定を受けていなければならない。開札の日は別表⑤の日を予定する。

(2)に掲げる設計共同体の構成員についても同様とする)

(2) 入札参加希望者の中立性・公平性に関する要件

・入札参加希望者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

※「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け(測量、地質調査業務も含む)をしていることをいう。

※「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当することをいう。

・一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有している、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている場合。

・一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

※誓約書の提出

上記における中立性・公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを様式自由にて提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様とする。

(3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成15年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(平成24年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

ただし、再委託等により行ったものは、実績として認めない。

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工
事を行う公益民間企業が発注した建設資材価格調査に関する業務

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工
事を行う公益民間企業が発注した公共事業の積算に係る歩掛調査に関する
業務、又は公共事業労務費調査に関する業務

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開
放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじ
め技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）
を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出す
ることができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出する
ものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認
定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表
①の日を予定する。

技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）、土木学会が認定した特別上級土
木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者（平成22年度迄の特別上級、上級、
1級技術者も含む）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のい
ずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審
査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会
等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試
験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格してお
り、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の
20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申
請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務
実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分

野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成15年度以降に完了した同種又は類似業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工
事を行う公益民間企業が発注した建設資材価格調査に関する業務

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工
事を行う公益民間企業が発注した公共事業の積算に係る歩掛調査に関する
業務、又は公共事業労務費調査に関する業務

(6) 恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。なお、競争参加資格確認申請者と「恒常的雇用関係」にあることを証明する誓約書（様式自由）を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出日までに、「恒常的雇用関係」が競争参加確認申請者と配置予定技術者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の誓約（様式自由）を添付すること。

(7) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

1) 平成25年4月1日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成25年4月1日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(8) 技術提案書に関する要件

1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制

(9) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(10) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
- ②技術提案書の各様式（実施方針、業務実施体制）の注記に反する記載がされている場合。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3 (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

②上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

1) 基本事項評価（企業）

2) 基本事項評価（技術者）

3) 技術提案書

4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は 60 点とする。

(3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①基本事項評価（企業）

業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）

②基本事項評価（技術者）

業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）

③技術提案書

実施方針、業務実施体制

※①の項目で最大6点、②の項目で最大9点、③の項目で最大45点で最大60点を加算点とする。

④技術提案の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3.のとおり。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒500-8262 岐阜市茜部本郷1-36-1
中部地方整備局岐阜国道事務所 経理課 契約指導係
電 話 058-271-9812
FAX 058-271-0214
メールアドレス：keigifu@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書（様式-11）

を提出するものとし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、申請書、資料及び見積書（様式-11）を持参又は郵送等により4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

・提出期間：以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。

様式-1～7及び参考資料様式、見積書（様式-11） 別表③1)のとおりに

様式-8～10 別表③2)のとおりに

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおりに。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4（1）まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所

別表⑤のとおりに。

5 その他

(1) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成25年度の予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた場合とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

3（1）に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないお

それがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(8) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2 (1 1) の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 履行確実性を評価するために、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある (入札説明書参照)。

(10) 詳細については、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成25年3月22日
②	入札説明書等（仕様書含む）の交付期間	平成25年2月14日から 平成25年3月29日まで
③	申請書等の提出期間	1) 様式-1～7及び参考資料様式、見積書（様式-11） 平成25年2月15日から平成25年2月21日 までの10時00分から16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 2) 様式-8～10 平成25年3月1日から平成25年3月14日 までの10時00分から16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札書の受付期間	平成25年4月1日10時00分から 平成25年4月2日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成25年4月3日10時00分 岐阜国道事務所入札室